

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

1 藤ノ木中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立藤ノ木中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という）第13条の規定及び「富山市いじめ防止基本方針」（令和5年8月改定）に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「藤ノ木中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての生徒にかかわる問題であることから、生徒が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて生徒が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取組に当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

2 いじめの定義

(定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（枠内は法の条文。）

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活、塾、スポーツクラブ等当該生徒がかかわっている仲間や集団の中の人的関係を言いません。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味します。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行います。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 本校のいじめの実態と課題について

(1) これまでの本校の実態

- ・学年が上がるごとに減少する傾向が見られます。
- ・1年生では、入学前の人間関係を引きずる傾向があります。
- ・相手の気持ちを考えない言動をとるため、相手を傷つける結果となります。
- ・判断力を欠き、仲間に便乗するために、問題が発生する傾向があります。
- ・SNSの正しい使い方が身に付いていないために、不適切な行動をすることがあります。

(2) 本校の課題

- ・小中学校間の連携をしっかりととり、小学校での人間関係を引きずった問題の未然防止に努める必要があります。
- ・適切な人間関係を構築し、相手を思いやる言動がとれるよう計画的な「集団づくり」を実践する必要があります。
- ・SNSの使用に関して、ネット等を利用したいじめを未然に防ぐために、保護者を交えた研修の必要があります。

4 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ生徒及び保護者に示し、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの加害行為の未然防止に努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、生徒の社会性を育み、いじめをしない、

させない、許さない態度の育成に努めます。

- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・生徒がいじめの問題について学び、生徒自らがいじめの防止を訴えるような取組（生徒会によるいじめ撲滅の宣言や集会活動、相談箱の設置等）を推進します。
- ・道徳の時間に、「いじめについて考えよう」という題材で、具体的な場面を取り上げて話し合い、考えを深める時間を設定します。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。また、人間関係づくりやソーシャルスキルのトレーニングを推進します。
- ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組めます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教育相談、教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。
- ・教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することのないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。

※参照 【表2 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

＜いじめの正しい認知の推進について＞

- ・加害行為の「継続性」、「集団性」、「一方的」等の力関係の要素により、法のいじめの定義を限定的に解釈することなく、「いじめの芽」や「いじめの兆候」と表現する初期段階のものも全ていじめと認知するなど、いじめを幅広く捉えて積極的な認知に努めます。
- ・けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるので、背景にある事象の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断します。
- ・認知件数が少ない場合は、いじめの認知に関する消極的な姿勢や認知漏れがないかを十分に確認するとともに、認知件数が多い場合は、いじめ防止への取組に不十分な点がないかを確認するなど、常にいじめ問題について真摯に取り組めます。
- ・いじめの正確な認知に関する基本的な考え方について、校内研修等で共通理解を図り、いじめの認知にあたります。また、表面的・形式的に個々の行為がいじめに当たるか否かの判断することなく、いじめられた生徒の立場に立って行います。
- ・「問題行動等調査」の集計過程で、いじめの認知件数が0であった場合は、「0であること」を全生徒と保護者に公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないかを検証します。

＜早期発見への日常の取組について＞

- ・休み時間や放課後の生徒の様子、生徒との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く生徒たちを見守ります。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照①【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

②【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・いじめの兆候はもとより、いじめの通報、いじめの相談を受けた場合には、組織で情報を共有し、速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果については、いじめのある・なしに関わらず、「いじめの初期段階における報告書(様式10)」で市教育委員会に報告し、併せて調査の結果については、関係の生徒とその保護者へ連絡します。
- ・いじめの事実をさかのぼって調査し、可能な限り事実関係を明らかにします。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。

＜いじめられた生徒とその保護者へ＞は次のような支援を行います。

- ① 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた生徒の安全を確保します。
- ② 必要に応じ、いじめた生徒を別室で指導すること等で、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるようにします。
- ③ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。

＜いじめた生徒とその保護者へ＞は次のように指導・助言を行います。

- ① 複数の教職員が連携し、必要に応じ心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。

- ② 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
- ③ いじめた生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
- ④ いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
- ⑤ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的に行います。

<いじめが解消している状態の判断について>

- ・単に謝罪をもって安易に解消とはせず「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件を満たしていることと、他の事情も勘案して判断します。
 - ① 被害者に対する心理的または、物理的な影響を与える行為(インターネット上を含む)の止んでいる状態が相当の期間(3ヶ月を目安)継続していること。(被害が重大なものは、さらに長期とすることもあります。)
 - ② いじめにかかる行為が止んでいるかどうか判断する時点で、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。(被害生徒及びその保護者への面談等で確認します。)

<いじめが起きた集団の生徒に対して>は、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた生徒に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。

- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダーに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・インターネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワードつきウェブサイトやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、携帯通信機器のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、慎重な見守りと必要な支援を継続していきます。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態の意味について

- 第1号の例示
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

- 第2号の例示
- 年間30日以上欠席を目安とする。ただし児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

※ 「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」
(国の方針より)

② 重大事態の疑いがあると認められる事態の報告(法第30条第1項)

学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する義務があります。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。

③ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査

- ・市教育委員会は、学校から重大事態の疑いがあると認められる事態が報告された場合、これを市長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断します。

※ 「なお、第28条で、組織を設けて調査を行う主体とは、教育委員会である。」(国の方針より)

④ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査組織

- ・市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態の疑いがあると認められる事態であると判断したときは調査のための組織を設けます。
- ・市教育委員会が主体になる場合、この組織の名称を「富山市教育委員会い

じめ問題対策委員会」とし、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとします。

- ・市教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くこととします。
- ・学校が調査の主体になる場合、調査等の迅速性が求められるため、法第22条に基づく学校組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられます。
- ・いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置する「いじめ対策委員会」等の対応組織が調査を実施する場合、調査資料の分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もあります。

⑤ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たって

- ・学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。ただし、発生報告を行う時点で調査の開始報告が可能な場合は、同時に報告してもよいこととします。
- ・調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目的として行います。
- ・調査に当たっては、重大事態の疑いがあると認められる事態にいたる要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。
- ・調査の実施は被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進めます。
- ・被害生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一とします。
- ・加害生徒からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保します。
- ・学校自身が、たとえ不都合なことがあっても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

(2) 調査結果の提供及び報告

第28条

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- ・市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
 - ・調査の進捗状況について、被害生徒及び保護者に対して拒むことなく、定期的又は、適時に説明や経過報告に努めます。
 - ・調査結果を報告する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害生徒とその保護者と確認します。
 - ・報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童生徒又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告します。また、その際に、児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明します。
 - ・報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果について、他の児童生徒又は、保護者に対して説明を行うことを検討します。
 - ・加害生徒及びその保護者に対して、被害児童生徒、保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明します。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。
 - ・調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断します。
 - ・学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行います。

② 調査結果の報告

- ・調査結果については、教育委員会の会議において議題として扱った後、市長に報告・説明し、その後、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。なお、調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。
- ・上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又は、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又は、その保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付します。
(※教育委員会及び学校は、このことをあらかじめ被害児童生徒とその保護者に伝えます。)
- ・重大事態発生報告書→市教育委員会提出
- ・重大事態調査開始報告書→市教育委員会提出
- ・重大事態調査報告書→市教育委員会提出

6 いじめ防止に関するその他の事項

(1) 「富山市いじめ問題対策連絡協議会」について（法第14条第1項関係）

- ① 学校教育の関係者、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者による「富山市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議し、並びに当該機関及び団体相互の連絡調整を行うものとしします。
- ② 協議内容は、富山市のいじめ問題に対する施策に反映していきます。

(2) 「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」について（法第14条第3項関係）

学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者による「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置し、法第1条に規定するいじめ防止等の対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとしします。

(3) 「富山市いじめ問題再調査委員会」について（法第30条第2項関係）

学識経験のある者その他市長が必要と認める者による「富山市いじめ問題再調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じて調査審議するものとしします。

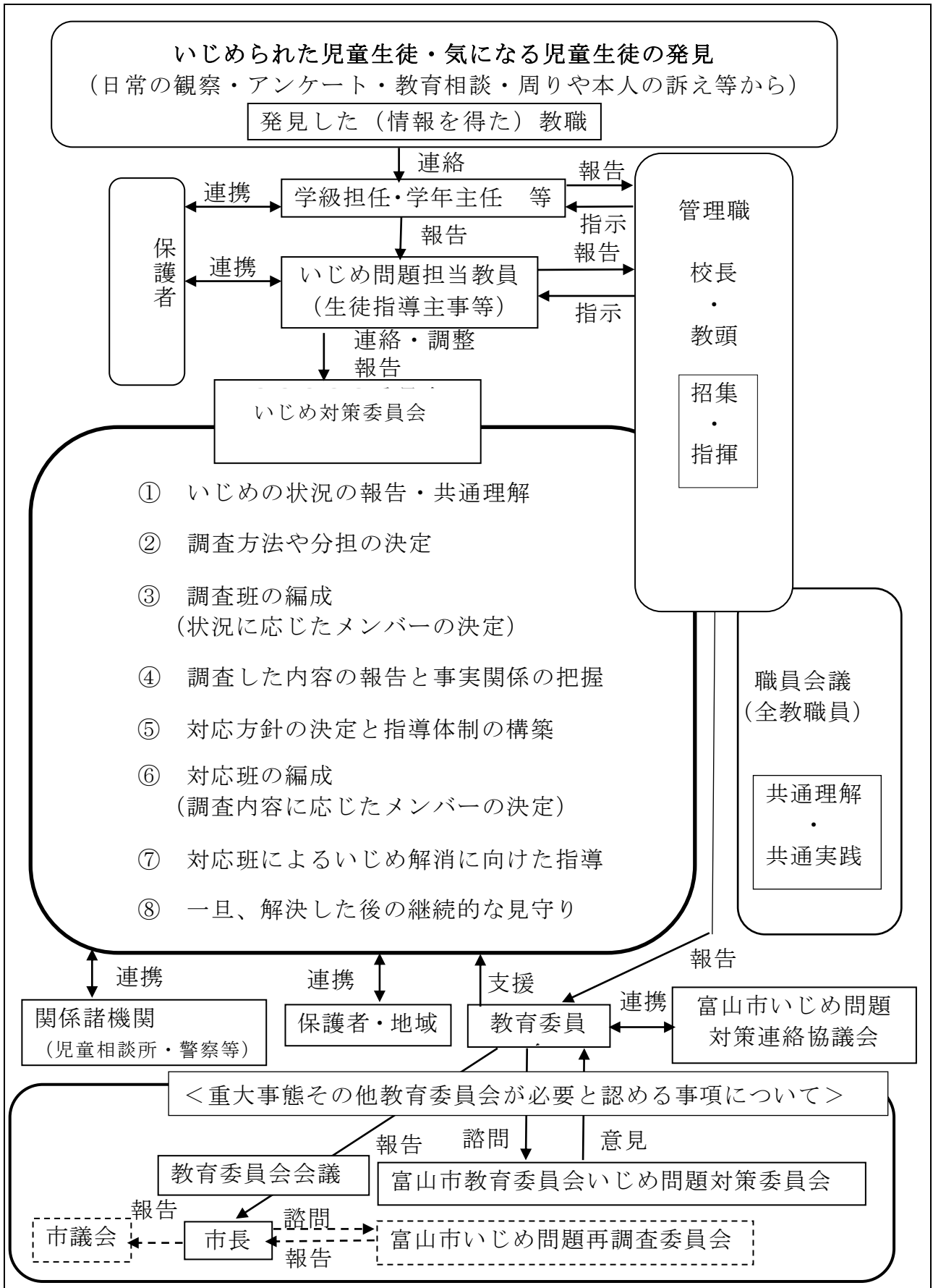
(4) 「富山市いじめ防止基本方針」の見直しについて

「富山市いじめ防止基本方針」は、諸処の動向を勘案して、毎年度見直しを図り、必要があれば改訂することとしします。

- ① 平成25年 3月制定
- ② 平成27年 3月改定
- ③ 平成29年10月改定
- ④ 令和 5年 8月改定

【表1 藤ノ木中学校 いじめ対策委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長	前田 将靖	総 括		
教頭	山崎 陽江	調査班		
生徒指導主事	松浦 勝	調査班	対応班	
カウンセリング指導員	佐野 美帆	調査班	対応班	
スクール カウンセラー	中塩 真巳		対応班	
各学年主任 各学年生徒指導担当 1名	萩原 容子 (1年) 小島 龍一 (1年) 高木 朗良 (2年) 布一 慎吾 (2年) 蜷川 徹一 (3年) 増百 範之 (3年)	調査班	対応班	
養護教諭	五十嵐 沙紀	調査班	対応班	
部活動関係教員	当該部の顧問		対応班	
担任等関係教員	当該級の担任	調査班	対応班	



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】